



令和 8 年 8 月 20 日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。